

資料



©2010 熊本県くまモン

- 用語解説（本文中の※について記載）
- 令和5年度熊本県子どもの読書活動に関するアンケート調査結果
- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
- 熊本県読書バリアフリー推進計画
- 「子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰」熊本県内表彰一覧
- 熊本県子どもの読書活動推進計画（第五次）策定会議委員
- 令和5年度熊本県子どもの読書活動推進会議委員

用語解説（５０音順）

◇本用語解説における出典及び表記は次のとおりです。

○文部科学省、「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、2023

→ 第五次基本計画

○丸善出版、図書館情報学用語辞典第5版、2020 → 図書館情報学用語辞典

○文部科学省、厚生労働省、「誰もが読書ができる社会を目指して～読書のカタチを選べる『読書バリアフリー法』（啓発用リーフレット）」 → 読書バリアフリー法リーフレット

○柏書房、最新図書館用語大辞典、2004 → 最新図書館用語大辞典

○岩波書店、広辞苑第七版、2018 → 広辞苑

【あ行】

アクセシブルな書籍（P. 21）

2019年に文部科学省から公表された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」では、「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」と記載されています（第2条）。具体的には、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）、アクセシブルな電子書籍等（ダイジー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が記されています。

アニメーション（P. 21、23、25、37）

読書のアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導の一つであり、読書の楽しさを伝え、自主的に読む力を引き出すために行われます。ゲームや著者訪問等、様々な形があります。（第五次基本計画）

一斉読書（P. 4、5、6、14、24、26）

10分から15分程度の短い時間を活用して児童生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施する全校（学年や学級）一斉の読書活動のことです。（第五次基本計画）

移動図書館（P. 15、21、27、28）

公共図書館が、図書館を利用しにくい地域の住民に対して、何らかの移動手段を用いて図書館資料を運び、図書館員による図書館サービスを提供する方式のことです。最近は、book mobileの略称であるBM（ビーエム）が通称となっています。（図書館情報学用語辞典）

家読（うちどく）（P. 18、19、24、39）

家庭において子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることを目指す活動です。（第五次基本計画）

LLブック（P. 35、36）

やさしい言葉で分かりやすく書かれた本です。ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使って理解を助けてくれます。（読書バリアフリー法リーフレット）

お話（ストーリーテリング）（P. 17、19、20、21、22、26、33）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて語り聞かせることです。絵本の読み聞かせは、絵が想像の助けとなりますが、お話は耳からの言葉だけで想像を膨らませます。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体となって楽しむことができます。（第五次基本計画）

【か行】

学校司書（P. 3、5、7、25、30、31、32）

専ら学校図書館の職務に従事する職員のことです。（学校図書館法第6条第1項）熊本県内では、「学校図書館事務」「学校図書館業務補助」「学校司書補」等の職種・職名で配置される例があります。

学校図書館資料（P. 23、24、31、36）

学校図書館における図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料のことです。（学校図書館法第2条）

学校図書館図書標準（P. 3、6、14、31）

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として文部科学省が設定したもので、小・中・特別支援学校の学級数に応じて標準の蔵書冊数が示されています。

家庭文庫（P. 22）

個人の篤志家が自宅を開放し、自己所有の児童図書を貸し出す形態の子ども文庫のことです。（図書館情報学用語辞典）

G I G Aスクール構想（P. 3）

「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）において、「学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずることとする。あわせて、教育人材や教育内容といったソフト面でも対応を行う。」とされたことです。

熊本県子どもの読書活動に関するアンケート（P. 18）

熊本県教育委員会が、平成15年度から実施している児童・生徒の読書の実態を把握するためのアンケート調査のことです。第四次計画期間中のアンケートは、小学校11校、中学校11校、高等学校10校を抽出し、各学年1学級の児童・生徒を対象に毎年調査しています。

熊本県子どもの読書活動推進フェスティバル（P. 9、20、34、38）

熊本県教育委員会が主催する読書の楽しさ、喜びを体感できる催しです。子どもだけでなく保護者、読書ボランティア等、多くの方が楽しむことができます。

熊本県読書応援ボランティア養成講座（P. 7、33、34、35）

熊本県教育委員会が主催する読書応援ボランティアの人材を育成するための講座のことです。

熊本県読書バリアフリー推進計画（P. 3、9、10、13、35）

読書バリアフリー法の成立を受け、本県において、障がいの有無にかかわらず、全ての県民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現を目指し、令和4年6月に策定した計画です。

国際子ども図書館（P. 34）

2000年（平成12年）に国立国会図書館の支部図書館として設立された、国内外の児童書に関する図書館サービスを国際的な連携の下に行う国立の児童書専門図書館です。（図書館情報学用語辞典）

こども本の森 熊本（P. 1、13、20、38）

建築家の安藤忠雄氏が設計し熊本県に寄贈される施設です。「本の森」には、さまざまな本と出会い、自ら本を選び、好きな空間で本を読んでほしいという思いが込められています。熊本県立図書館に隣接し、テーマ別配架、読みたいところで自由に読むことができる等が特徴です。

子ども文庫（P. 30）

ここでは、熊本県立図書館において、幼稚園、保育所等、小中学校、義務教育学校、特別支援学校、市町村立図書館、学校読書ボランティア等の幼児から中学生を対象として、最大500冊（最長1年間）の図書資料を貸し出す制度のことです。一般的には、民間の個人やグループが自由に設置し、児童図書を集め、地域子どもたちに貸出し、読み聞かせ、お話し会などを行っている小規模図書館のことです。（図書館情報学用語辞典）

【さ行】

サピエ図書館（P. 35）

視覚障がい者等、活字による読書に困難のある者に対して、各種の情報を提供するオンラインサービスのことで、システムの管理は日本点字図書館、運営は全国視覚障害者情報提供施設協会が担っています。（図書館情報学用語辞典）

さわる絵本（P. 35、36）

視覚障がい児が、触覚で鑑賞できるように、絵本を原本にして、布や毛皮、毛糸などの素材を用いて台紙に絵の部分を半立体的に貼り付け、文の部分を点字と墨字にした図書のことで、（図書館情報学用語辞典）

司書教諭（P. 21、25、30、32）

学校図書館の専門的業務にあたる教諭のことで、学校図書館法第5条に「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と規定されており、平成15年4月1日からは12学級以上の小・中・義・高・特別支援学校（学部毎）に司書教諭を配置することが義務付けられています。

障がいのある子どもたちの読書活動推進支援事業（P. 9、24、35）

特別支援学校に在籍する子どもに、読書ボランティアによる読み聞かせ等を継続的に実施し、地域との交流を深めていくために、読書ボランティアに対し助成を行う事業です。この事業の主催は、一般財団法人熊本県PTA教育振興財団で、熊本県教育委員会が共催しています。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）（P. 3）

令和元年6月21日、本法律は成立しました。この法は、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む）について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

ストーリーテリング（お話）（P. 17、20、21、22、26、33）

「お話」の解説を参照

相互貸借（P. 28、34）

図書館システム相互の間で資料の貸借を行うことです。図書館が利用者の求める資料を自館に所蔵しておらず購入できなかったり、その図書館の収集方針に適さないときに、資料を他館から借り受けたり、資料の複製の提供を受けたりして利用者に提供することです。（最新図書館用語大辞典）

【た行】

大活字本（P. 8、9、35、36）

弱視者用に大きな活字で印刷された図書のことです。実際には、印刷方式にかかわらず、文字の大きな図書の総称として用いられます。（図書館情報学用語辞典）

対面朗読サービス（P. 8）

図書館の本や持参した本を、朗読者が直接読み上げます。短いものは電話で対応してくれる図書館もあります。（読書バリアフリー法リーフレット）

地域学校協働活動（P. 20、29、34）

地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。

地域学校協働活動推進員（P. 29、34）

社会教育法第9条の7に位置づけられた人材です。教育委員会の施策に協力して、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言等を行います。

電子書籍（P. 3、6、8、14、21、27、29、31、33、35、36）

従来は印刷して図書の形で出版されていた著作物を、電子メディアを用いて出版したものです。

電子図書とも言われます。(図書館情報学用語辞典)

電子図書館 (P. 1、6、15、22、23、27、28、35)

資料と情報を電子メディアによって提供することです。とりわけ、ネットワークを介して提供するサービスの中心に据えて、従来の図書館が担ってきた情報処理の機能の全体または一部を吸収し、さらに高度情報化社会の要請に呼応した新しい機能を実現させたシステム、または、組織、機関のことです。インターネットのシステムやサービスを指して「デジタルライブラリー」とも呼ばれます。(図書館情報学用語辞典)

点訳 (点字) 絵本 (P. 8、35、36)

点字に翻訳 (点訳) された本です。点を使って図や絵をあらわしたものを「点図」といいます。点字と点図を透明なシールに打って、絵本に貼った絵本が点訳絵本です。(読書バリアフリー法リーフレット)

読書会 (P. 21、25)

数人で集まり、本の感想を話し合う取組です。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法があります。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書へつなげることができます。(第五次基本計画)

読書リーダー (P. 39)

読書リーダーは、「子ども司書」、「読書コンセルジュ」、「読書ソムリエ」等の名称でも呼ばれ、図書館や読書活動について学び、読書のきっかけ作りになるような子ども向けの企画を実施します。(第五次基本計画)

図書館のDX (デジタルトランスフォーメーション) (P. 3、10、27、29、31、33)

図書館における「DX」とは、図書館が、データとデジタル技術を活用して、利用者 (個人・コミュニティ) のニーズを基にサービスや運営のモデルを変革するとともに業務そのものや、組織、プロセス、図書館文化・風土を変革し、優位性を確保することです。(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議 (第4回)、野末俊比古氏発表資料)

【な行】

乳幼児サービス (P. 18)

公共図書館で提供される児童サービスの中で、とりわけ0歳から就学前までの乳児・幼児およびその保護者を対象とするものです。(図書館情報学用語辞典)

布の絵本 (P. 8、35、36)

厚地の台布の絵の部分を実用し、マジックテープやスナップ、ボタン、ファスナー、紐で留めたり、外したり、結んだりできるようにし、文の部分を手書きした、絵本と遊具の性質を兼ね備えた手作り図書の事です。(図書館情報学用語辞典)

【は行】

パスファインダー（P. 21、30）

特定の主題に関する各種情報資源や探索方法を紹介・提供する初歩的なツールのことです。
（図書館情報学用語辞典）

肥後っ子いきいき読書アドバイザー事業（P. 5、6、7、23、24、26、30、32）

県教育委員会が行っている事業で、平成24～26年度は、学校図書館デザインサポート事業という名称でした。図書館の運営等に精通した方を、「読書アドバイザー」に任命し、要請があった学校等に派遣し、学校図書館等の充実、児童生徒に親しまれ、役に立つ図書館づくりを目指した提案等を行います。

ビブリオバトル（書評合戦）（P. 5、23、25）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行います。すべての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の投票で選ぶ活動です。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができます。（第五次基本計画）

ブックスタート（P. 18）

0歳児健診等の機会に、絵本に接する機会の提供や絵本の配布等を行う活動のことです。（第五次基本計画）

ブックトーク（P. 5、21、25、37）

本への興味が沸くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組です。様々なジャンルの本に触れることができます。（第五次基本計画）

放課後子供教室（P. 22、29、31、34）

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業のことです。実施主体は市町村教育委員会です。

放課後児童クラブ（P. 22、29、34）

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。「学童」や「育成クラブ」等と呼んだりもします。

【ま行】

マルチメディアデイジー（P. 35、36）

文字や画像をハイライトしながら、その部分の音声と一緒に読むことができます。パソコンや

タブレットなどを使って再生します。文字の大きさや背景の色を変えることもできます。

(読書バリアフリー法リーフレット)

〈参考〉

音声デジター

図書や雑誌の内容を録音して音声にしたものです。図や写真の説明も入っています。目次やページの情報が収録されているので、本をめくるように読むことができます。音声の速さも変えることができます。(読書バリアフリー法リーフレット)

デジター (DAISY)

「Digital Accessible Information System」(アクセシブルな情報システム)の略称です。デジタル録音図書の国際標準規格です。目次から、読みたい見出しやページに移動することができます。(読書バリアフリー法リーフレット)

【や行】

ヤングアダルト (YA) (P. 23、28)

概ね12歳から18歳までの青年期利用者のことです。(図書館情報学用語辞典)

ユニバーサルデザイン (P. 8、9、13、28、35、36)

年齢や能力の如何にかかわらず、すべての人が使いやすいように工夫された用具・建造物などのデザインの事です。(広辞苑)

【ら行】

ライトノベル (P. 25)

小説の分類一つです。表紙、挿絵にイラストを多用し、アニメ、漫画に親しんだ世代が読みやすいようにしたものことです。(広辞苑)

レファレンスサービス (P. 28)

何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して、図書館員が仲介的立場から、求められている情報あるいは資料を提供ないし、提示することによって援助すること、および、それにかかわる業務のことです。(図書館情報学用語辞典)



令和5年度熊本県子どもの読書活動に関するアンケート調査結果

本調査は、令和5年6・7月及び9月に県教育委員会が下記機関等を対象に行った調査によるものです。

①市町村教育委員会（45委員会） ②市町村立図書館（53図書館） ③公民館図書室（47公民館） ④小学校（11校）の児童1,459人、中学校（11校）の生徒875人、県立高等学校（10校）の生徒860人 ⑤認定こども園（11園）・幼稚園（9園）・保育所（11園）の保護者695人

【概要】

- 1 市町村図書館の「子ども図書室」等の読書スペースの設置割合は、98.1%で19.3%増加。
- 2 小中学校に学校司書等を配置している市町村の割合は、73.3%で2.2%増加。全学校に一人配置している割合は、48.5%で1.6%増加し、ローテーション等で配置している割合が減少した。
- 3 一か月の読書冊数が3冊以上の児童生徒は、小・中・高校ともに増加。
- 4 電子書籍の活用は、年齢が高くなるに伴い活用の経験が増加。
- 5 市町村立図書館において学校司書等との意見交換や研修は22.2%減少。
- 6 市町村における読書に関する講演会や研修会の実施は、13.3%で変わらない。

①市町村教育委員会

■ は平成30年度を上回った項目

- 1 家庭教育の講座等における読書に係る講演会、研修会の実施

年度	実施している
H30年度	13.3%
R5年度	13.3%

- 2 小学校・中学校における学校司書の配置

年度	配置している
H30年度	71.1%
R5年度	73.3%

- 3 「2」の「配置している」のうち、配置の形態

年度	全小中学校へ1人配置	その他の配置・ローテーション配置・臨時的、変則的配置
H30年度	46.9%	53.1%
R5年度	48.5%	51.5%

4 市町村立図書館と学校図書館との
ネットワークの構築状況

年度	行っている	行う予定	予定なし
H30年度	20.0%	4.0%	76.0%
R5年度	22.2%	2.2%	75.6%

5 学校図書館の外部への開放を行っている市町村の
割合

年度	開放している
H30年度	13.3%
R5年度	11.1%

6 市町村ごとの現在の読書活動推進計画の策定状況

第一次計画 に基づき活動	第二次計画 に基づき活動	第三次計画 に基づき活動	第四次計画 に基づき活動	第五次計画 に基づき活動	その他全体計 画に位置付け
8.9%	24.4%	24.4%	40.0%	0.0%	2.3%

7 「6」で「第一次計画に基づき活動」と回答
した市町村の今後の予定

本年度中に 改定を行う予定	来年度以降に 改定を行う予定	改定を行う 予定はない
0.0%	100.0%	0.0%

②市町村立図書館

1 図書館における「子ども図書室」等のスペースの
有無

年度	スペース有り
H30年度	78.8%
R5年度	98.1%

2 児童サービス関連担当職員の配置状況

年度	配置している
H30年度	30.8%
R5年度	34.0%

3 配架におけるコーナーの設置割合

年度	乳児のためのコーナー
H30年度	90.4%
R5年度	90.6%

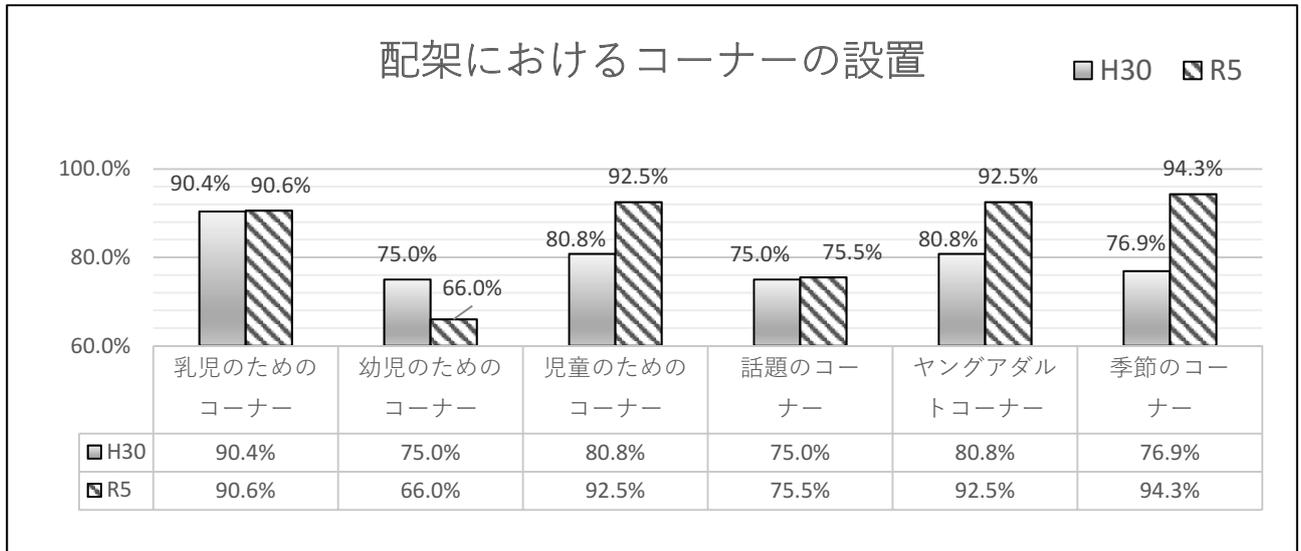
年度	話題のコーナー
H30年度	75.0%
R5年度	75.5%

年度	幼児のためのコーナー
H30年度	75.0%
R5年度	66.0%

年度	ヤングアダルトコーナー
H30年度	80.8%
R5年度	92.5%

年度	児童のためのコーナー
H30年度	80.8%
R5年度	92.5%

年度	季節のコーナー
H30年度	76.9%
R5年度	94.3%



4 「第四次基本計画」、「第四次推進計画」を受けた児童書の選書に関する変容（複数回答可）

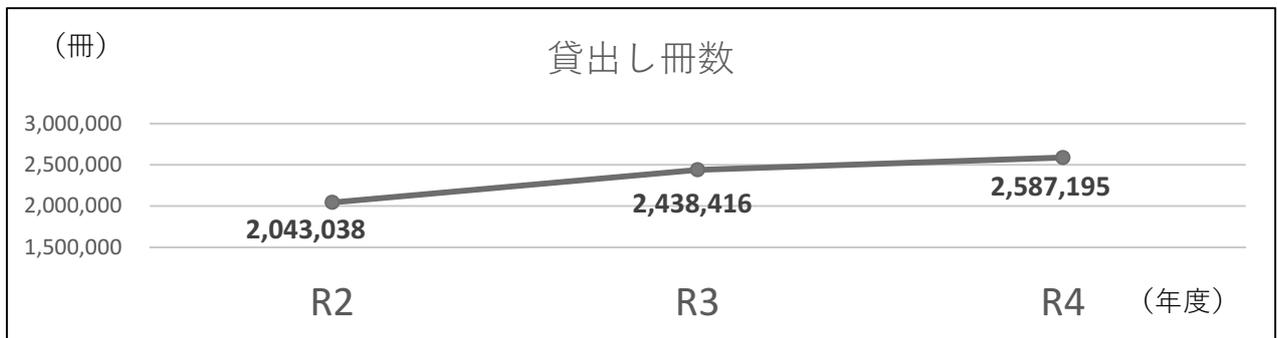
年度	児童書の割合が増えた
H30年度	9.6%
R5年度	9.4%

年度	内容や質について考慮
H30年度	55.8%
R5年度	39.6%

年度	学齢等に応じた選書
H30年度	67.3%
R5年度	26.4%

年度	変容なし
H30年度	23.1%
R5年度	52.8%

5 市町村立図書館における児童書の貸出し冊数の変化



6 子どもの読書活動を推進するための「図書館だより」や子ども用案内等の作成

年度	作成している
H30年度	73.1%
R5年度	67.9%

7 学校司書等との意見交換や研修

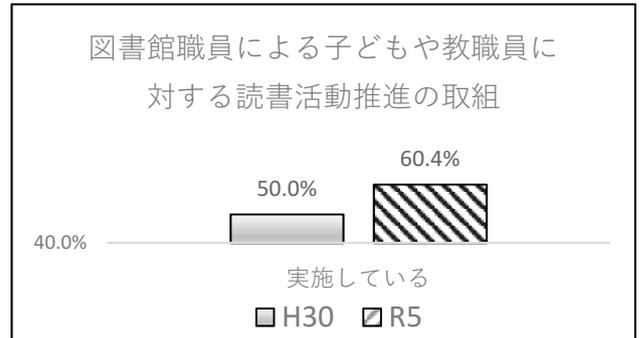
年度	実施している
H30年度	73.1%
R5年度	50.9%

8 定例のおはなし会の実施

年度	実施している
H30年度	82.7%
R5年度	88.7%

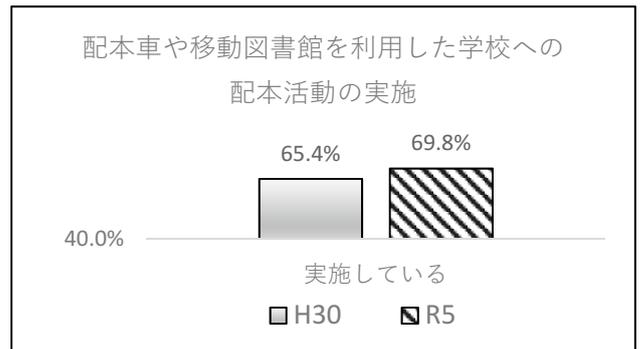
9 図書館職員による子どもや教職員に対する読書活動推進の取組の実施

年度	実施している
H30年度	50.0%
R5年度	60.4%



10 配本車や移動図書館を利用した学校等への配本活動の実施

年度	実施している
H30年度	65.4%
R5年度	69.8%



11 ボランティアの受け入れ状況

年度	おはなしボランティア
H30年度	75.0%
R5年度	81.1%

年度	布の絵本作りボランティア
H30年度	15.4%
R5年度	17.0%

年度	点訳絵本作りボランティア
H30年度	1.9%
R5年度	0.0%

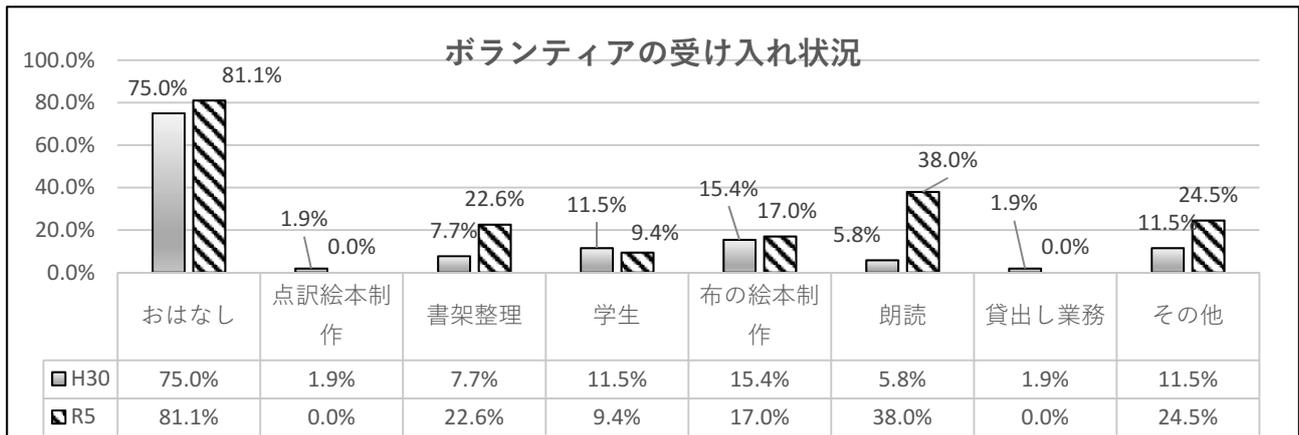
年度	朗読ボランティア
H30年度	5.8%
R5年度	3.8%

年度	書架整理ボランティア
H30年度	7.7%
R5年度	22.6%

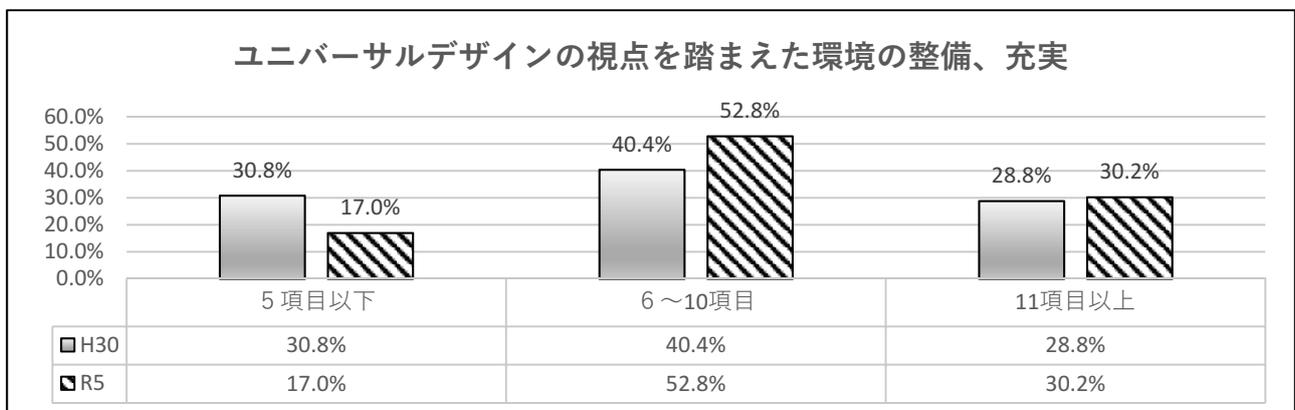
年度	貸出し業務ボランティア
H30年度	1.9%
R5年度	0.0%

年度	学生ボランティア
H30年度	11.5%
R5年度	9.4%

年度	その他のボランティア
H30年度	11.5%
R5年度	24.5%



12 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境の整備、充実（20項目中複数回答※）



※ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境の整備、充実として挙げた20項目

- ①エレベーターやスロープの設置 ②ベビーカーの貸出し ③授乳コーナーの設置 ④館内案内板の設置
 ⑤館内案内等の点字による表示 ⑥館内案内等の外国語による表示 ⑦子ども用の検索コンピュータの設置、システムの導入 ⑧病気や障がい等により来館できない幼児や児童生徒等への配本サービスや郵送サービス等 ⑨特別支援学級や特別支援学校の児童生徒への図書館活用等のPR ⑩特別支援学級や特別支援学校の児童生徒等の施設見学や職場体験等の受け入れ ⑪外国語本の収集、貸出し ⑫対面朗読サービス ⑬布の絵本の貸出し ⑭点訳（点字）絵本、児童書等の貸出し ⑮大活字本の貸出し ⑯大型絵本の貸出し ⑰朗読DVD等の視聴覚機器の貸出し ⑱手話や字幕入り映像資料の収集等 ⑲子どもの読書活動推進のための研究書等関連資料の収集、貸出し ⑳子育て関連資料の収集等

◎ 県内45市町村における公立図書館の設置率

設置している	設置していない
55.6%	44.4%

市立100%、町立47.8%、村立0%

③公民館図書室

1 図書室における「子ども図書室」等のスペースの有無

年度	スペース有り
H30年度	46.9%
R5年度	42.6%

2 児童サービス関連担当職員の配置状況

年度	配置している
H30年度	12.2%
R5年度	2.1%

3 配架におけるコーナーの設置割合

年度	乳児のためのコーナー
H30年度	71.4%
R5年度	70.2%

年度	話題のコーナー
H30年度	63.3%
R5年度	59.6%

年度	幼児のためのコーナー
H30年度	75.5%
R5年度	72.3%

年度	ヤングアダルトコーナー
H30年度	42.9%
R5年度	40.4%

年度	児童のためのコーナー
H30年度	71.4%
R5年度	91.5%

年度	季節のコーナー
H30年度	57.1%
R5年度	51.1%

4 「第四次基本計画」、「第四次推進計画」を受けた児童書の選書に関する変容（複数回答可）

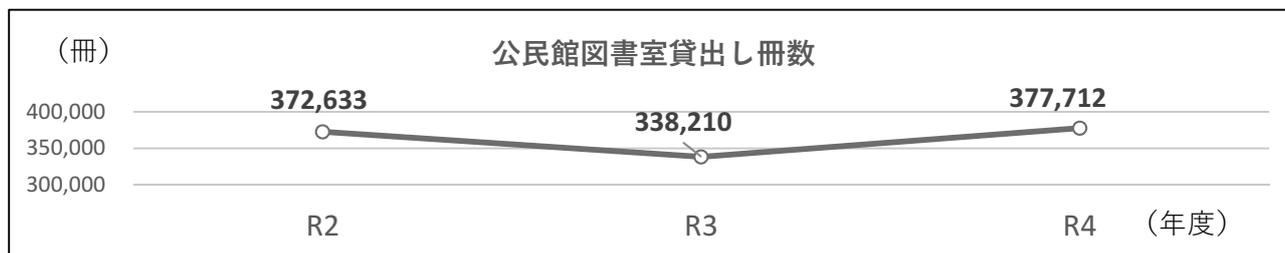
年度	児童書の割合が増えた
H30年度	8.2%
R5年度	6.4%

年度	内容や質について考慮
H30年度	18.4%
R5年度	25.5%

年度	学齢等に応じた選書
H30年度	24.5%
R5年度	8.5%

年度	変容なし
H30年度	44.9%
R5年度	63.8%

5 公民館図書室における児童書の貸出し冊数の変化



6 子どもの読書活動を推進するための「図書館だより」や子ども用利用案内等の作成

年度	作成している
H30年度	30.6%
R5年度	48.9%

7 学校司書等との意見交換や研修

年度	実施している
H30年度	22.4%
R5年度	29.8%

8 定例のおはなし会の実施

年度	実施している
H30年度	32.7%
R5年度	23.4%

9 図書室職員による、子どもや教職員に対する読書活動推進の取組

年度	実施している
H30年度	12.2%
R5年度	19.1%

10 配本車や移動図書館を利用した学校等への配本活動の実施

年度	実施している
H30年度	10.2%
R5年度	6.4%

11 ボランティアの受け入れ状況

年度	おはなしボランティア
H30年度	30.6%
R5年度	27.7%

年度	布の絵本制作ボランティア
H30年度	0.0%
R5年度	0.0%

年度	点訳絵本制作ボランティア
H30年度	0.0%
R5年度	0.0%

年度	朗読ボランティア
H30年度	0.0%
R5年度	4.3%

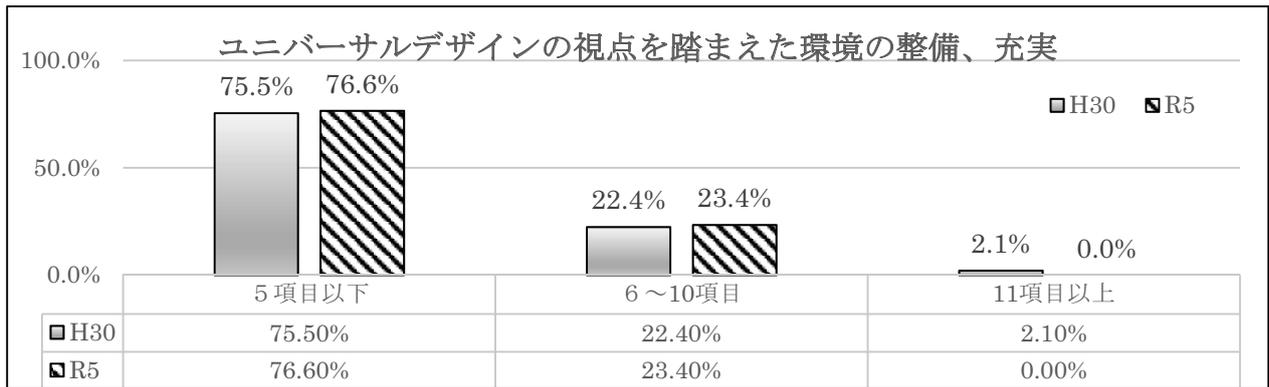
年度	書架整理ボランティア
H30年度	4.1%
R5年度	0.0%

年度	貸出し業務ボランティア
H30年度	0.0%
R5年度	0.0%

年度	学生ボランティア
H30年度	0.0%
R5年度	2.1%

年度	その他のボランティア
H30年度	2.0%
R5年度	0.0%

12 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境の整備、充実（20項目中複数回答※）



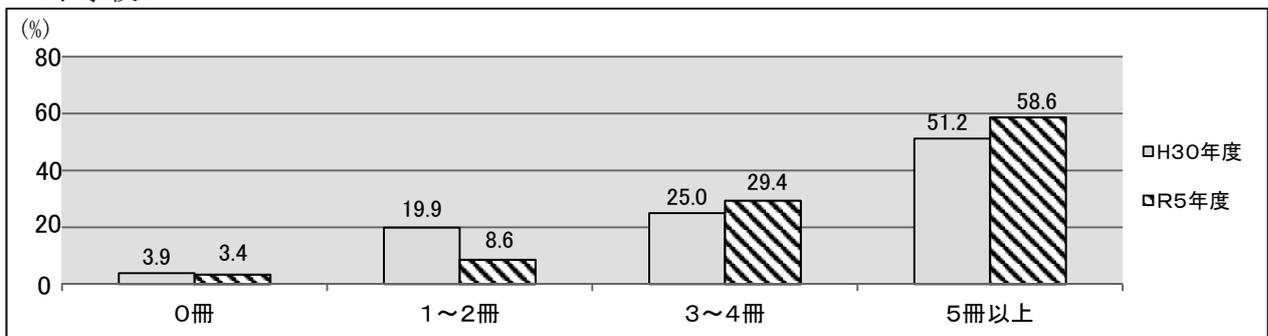
※ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境の整備、充実として挙げた20項目

- ①エレベーターやスロープの設置 ②ベビーカーの貸出し ③授乳コーナーの設置 ④館内案内板の設置
- ⑤館内案内等の点字による表示 ⑥館内案内等の外国語による表示 ⑦子ども用の検索コンピュータの設置、システムの導入
- ⑧病気や障がい等により来館できない幼児や児童生徒等への配本サービスや郵送サービス等
- ⑨特別支援学級や特別支援学校の児童生徒への図書館活用等のPR ⑩特別支援学級や特別支援学校の児童生徒等の施設見学や職場体験等の受け入れ
- ⑪外国語本の収集、貸出し ⑫対面朗読サービス ⑬布の絵本の貸出し
- ⑭点訳（点字）絵本、児童書等の貸出し ⑮大活字本の貸出し ⑯大型絵本の貸出し ⑰朗読DVD等の視聴覚機器の貸出し
- ⑱手話や字幕入り映像資料の収集等 ⑲子どもの読書活動推進のための研究書等関連資料の収集、貸出し
- ⑳子育て関連資料の収集等

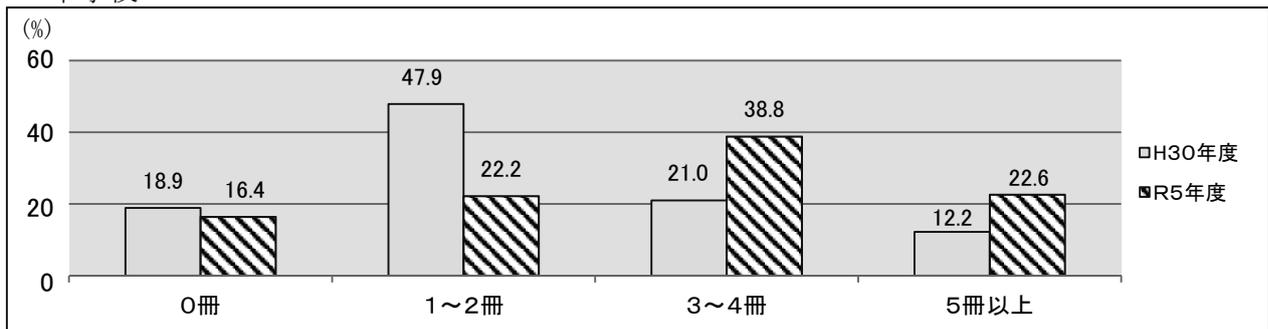
④児童生徒

1 1か月の読書冊数

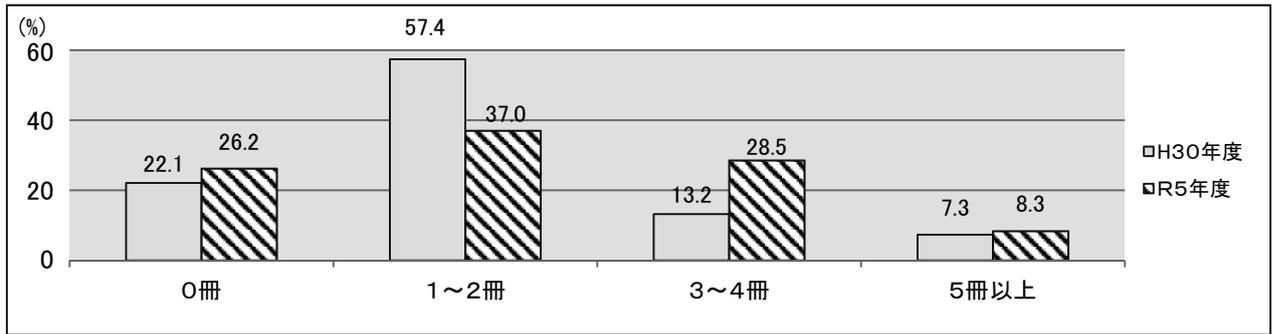
<小学校>



<中学校>

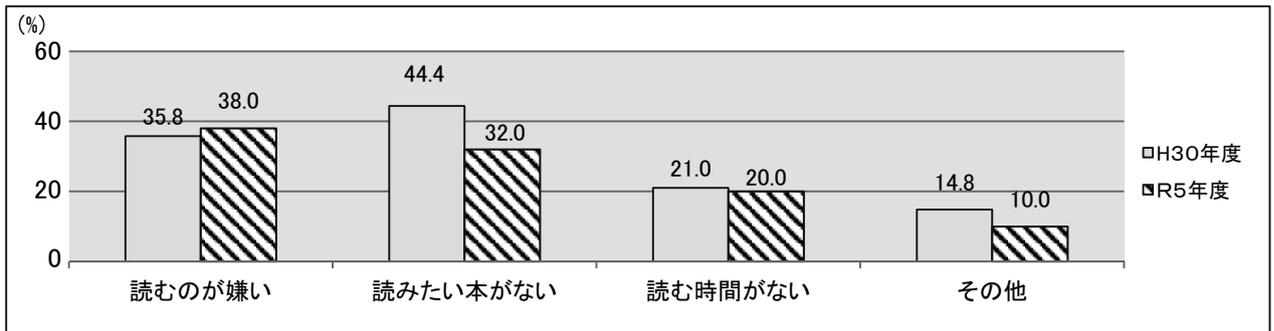


<高校>

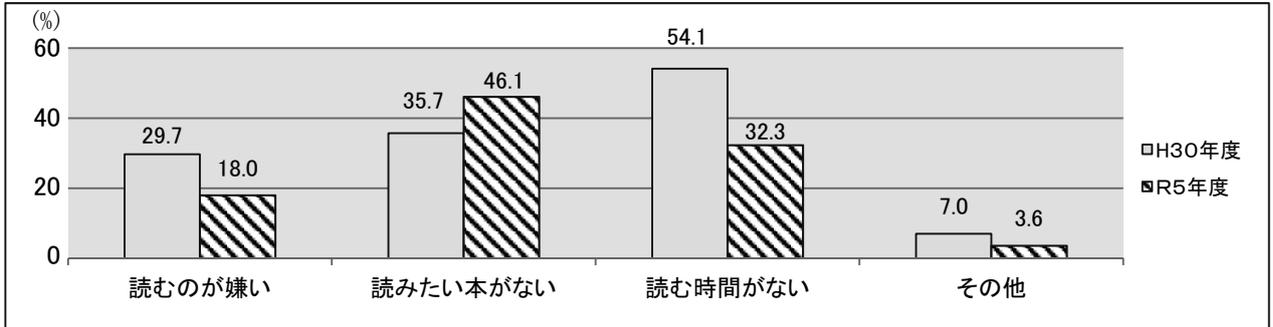


2 「1」で「0冊」と回答した理由

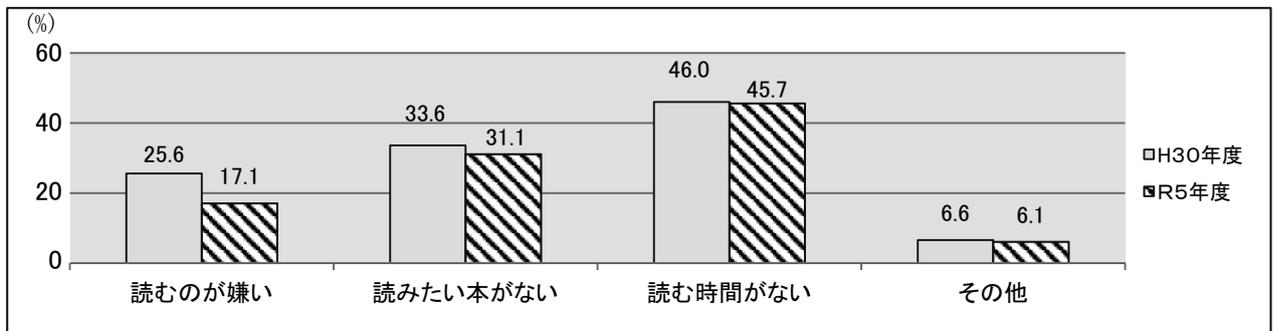
<小学校> ※複数回答可



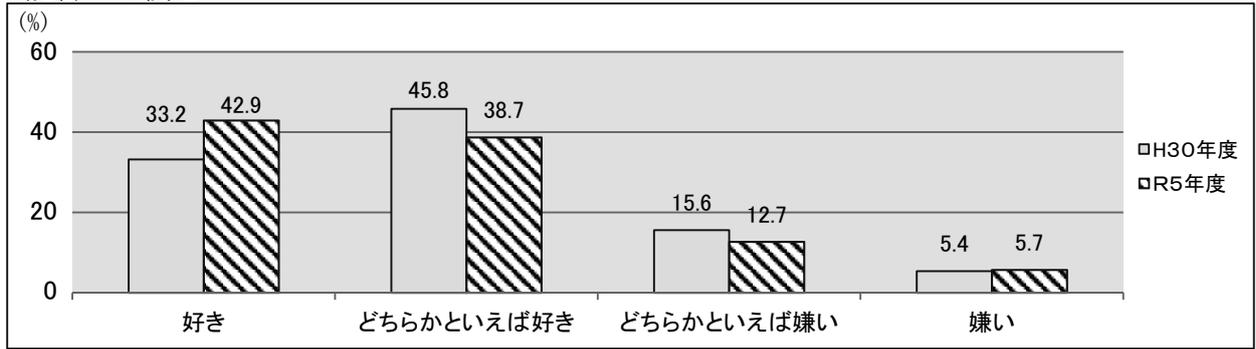
<中学校> ※複数回答可



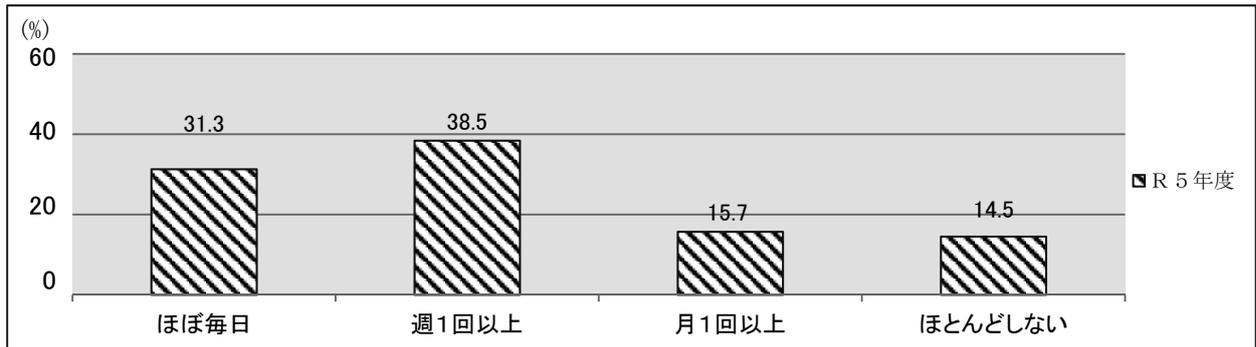
<高校> ※複数回答可



3 読書への関心



4 読書の頻度 (H30年度は未実施)



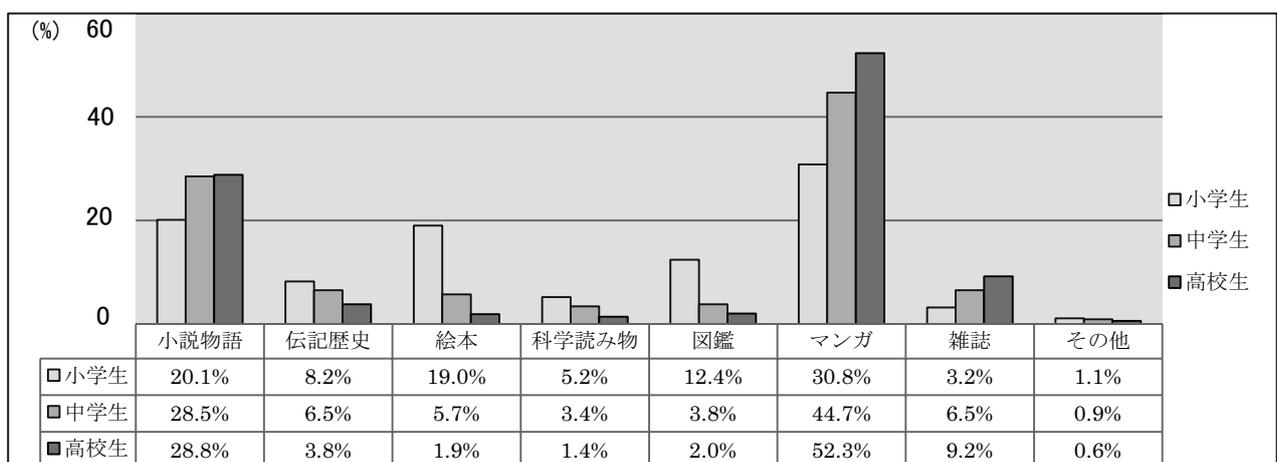
5 電子書籍の活用

年度	活用の経験がある	活用の経験はない
H30年度	29.0%	71.0%

※H30年度は、中学生と高校生を併せた数値

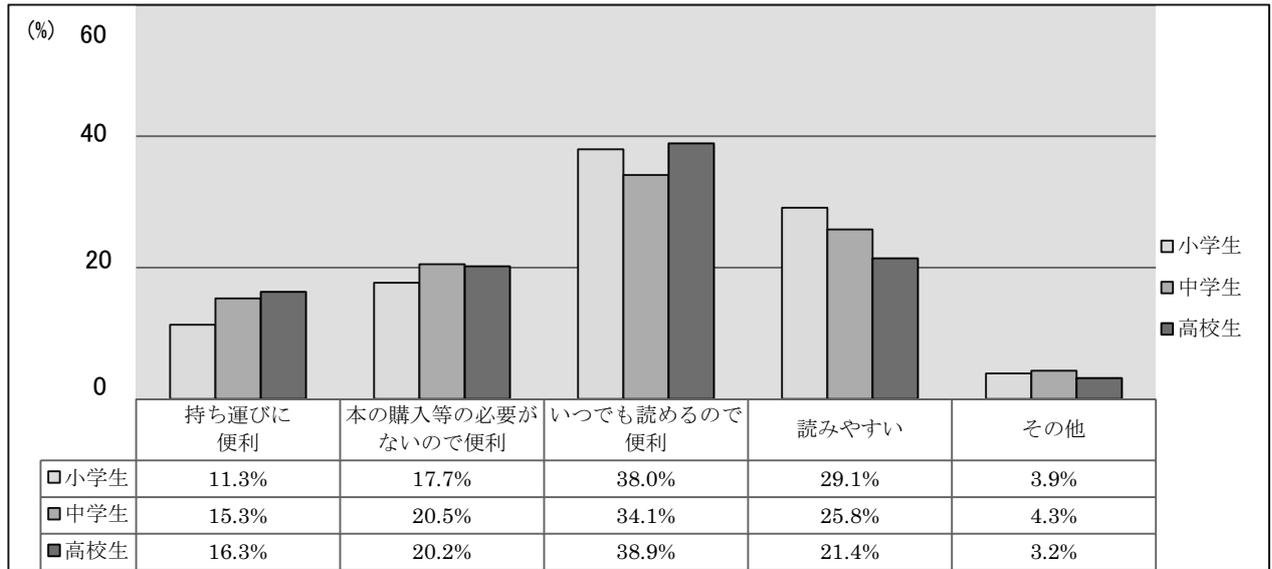
年度	校種	活用の経験がある	活用の経験はない
R5年度	小学生	34.1%	65.9%
	中学生	64.3%	35.7%
	高校生	77.9%	22.1%
	計	54.3%	45.7%

6 「5」で「活用の経験ある」と回答した生徒の活用の種類 (複数回答可)



※H30年度は未実施

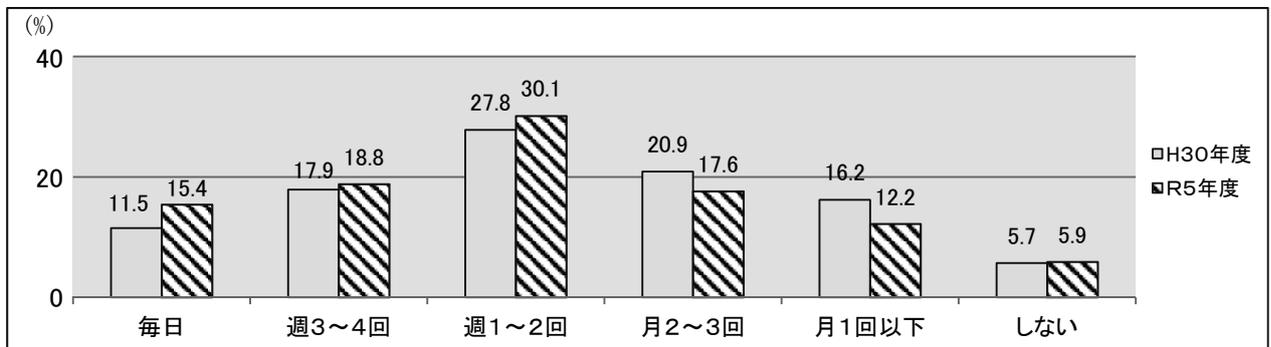
7 「5」で「活用の経験ある」と回答した生徒の活用の感想（複数回答可）



※H30年度は未実施

⑤保護者

1 子どもに本を読み聞かせをする回数（認定こども園・幼稚園・保育所の保護者対象）



子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）

を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

令和元年法律第49号

計画全文はこちら

視覚障害者等の読書環境の整備

検索



https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1421441.htm

○熊本県読書バリアフリー推進計画

令和4年6月策定

計画全文はこちら

熊本県読書バリアフリー推進計画

検索



<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/144/140449.html>



©2010 熊本県くまモン

「子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰」
 熊本県内表彰一覧

（熊本県子どもの読書活動推進計画（第四次）期間 令和元年度～）

年度	学校・園	図書館	団体・個人
令和 元年度	長洲町立六栄小学校 天草市立本町小学校 熊本県立高森高等学校	菊陽町図書館	シモンちゃん's (天草市)
令和 2年度	八代市立八代小学校 熊本県立天草工業高等学校 熊本県立松橋支援学校	玉名市立図書館	みすみ絵本サークル (宇城市)
令和 3年度	宇土市立緑川小学校 熊本大学教育学部附属小学校 熊本県立牛深高等学校	人吉市図書館	きくちおはなしのもり (菊池市)
令和 4年度	合志市立西合志南小学校 熊本県立人吉高等学校 熊本県立大津支援学校	菊池市立図書館	しすいっ子童話会 (菊池市)
令和 5年度	熊本市立河内中学校 熊本県立八代農業高等学校	上天草市立中央図書館	吉川和子 氏 (山江村) (やまえおはなしグループ おひさま)

【子どもの読書活動推進キャラクター】
 （愛称：どんどんちゃん ますますちゃん）

平成 16 年度からの第一次熊本県子どもの読書活動推進計画期間中の取組の中で、「どんどん読書 ますます読書」をキャッチフレーズに子どもの読書活動の推進を図るため作成されたキャラクターです。県内の小学生・中学生・高校生に公募し、多数の応募の中から選ばれた熊本県立黒石原養護学校（現：熊本県立黒石原支援学校）の生徒さんの作品をもとに作成されました。



熊本県子どもの読書活動推進計画（第五次）策定会議 委員

	氏 名	所属・役職名等
学校教育関係者	須惠 勝幸	人吉市立人吉東小学校 校長
	吉村 美友紀	熊本県立小国高等学校 学校司書
	竹内 むつ子	認定こども園東海大学付属かもめ幼稚園 園長
図書館	石本 美夏	くまもと森都心プラザ図書館 館長
学識経験者	桑原 芳哉	尚綱大学 現代文化学部 教授
社会教育関係者	筑紫 紀子	肥後っ子いきいき読書アドバイザー
保護者	夕川 桂子	熊本県立熊本商業高等学校育友会 会長

令和5年度 熊本県子どもの読書活動推進会議 委員

	氏 名	所属・役職名等
学校教育関係者	木下 浩文	熊本県学校図書館協議会（会長）熊本市立健軍小学校（校長）
社会教育関係者	平川 朱子	くまもと森都心プラザ図書館 副館長
	安永 秀樹	菊池市立中央図書館 館長
	千原 めぶき	熊本県PTA連合会 副会長
	吉川 和子	肥後っ子いきいき読書アドバイザー
学識経験者	桑原 芳哉	尚綱大学 現代文化学部 教授
	玉目 恭子	熊本県子供の読書活動推進計画（第四次）策定会議 策定委員
民間団体	吉川 法子	東部・秋津おはなしの会 代表

【事務局】

	氏 名	所属・役職名等
事務局	福永 公彦	熊本県教育庁市町村教育局社会教育課 課長
	田原 里恵	” 審議員兼課長補佐
	小園 貴寛	” 主幹（家庭教育支援）
	工木 圭吾郎	” 社会教育主事
	平川 崇	” 社会教育主事
	佐藤 祐樹	” 参事
	山形 あき子	熊本県立図書館 参事
	満田 敬子	” 参事
	中村 志織	熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課 指導主事
	木下 敏英	熊本県教育庁県立学校教育局特別支援教育課 指導主事
	橋本 昌尚	熊本県教育庁市町村教育局義務教育課 指導主事

※各委員、事務局ともに令和6年（2024年）2月現在の職名

**熊本県子どもの読書活動推進計画
第五次 肥後っ子いきいき読書プラン**

発行 令和6年(2024年)3月 熊本県教育委員会
編集 熊本県教育庁市町村教育局社会教育課
〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
TEL: 096-333-2698 FAX: 096-387-0089

読書は夢を
育てるモン!



©2010 熊本県くまモン

発 行 者：熊本県教育委員会
所 属：社会教育課
発 行 年 度：令和5年度(2023年度)